令和5年度 千葉県献血推進協議会

【参考資料】

千葉県健康福祉部薬務課

目 次

		^	ページ
1	令和6年度の献血の推進に関する計画(案)	•••••	1
2	令和6年度の献血の受入れに関する計画(案)	•••••	14
3	令和5年度千葉県赤十字血液センター献血受入計画	•••••	31
4	千葉県献血推進協議会の設置及び運営に関する要綱		33

(案)

令和6年度の献血の推進に 関する計画

令和6年月日 厚生労働省告示第号

目次

前文・		• •				1
第1	令和	6年	度に南	犬血によ	くり確保すべき血液の目標量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	献血(に関	する音	音及啓昇	発その他の第1の目標量を確保するために必要な措	置に関す
	る事具	頁・				1
	1	献	血推進	生の実施	5体制と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	献	血推進	重のため	つの施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
			(1)	普及原	啓発活動の実施	
				ア	国民全般を対象とした普及啓発	
				1	若年層を対象とした普及啓発	
				ウ	幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発	
			(2)	採血病	所の環境整備等	
				ア	献血者が安心して献血できる環境の整備	
				1	献血者の利便性の向上	

第3 その他献血の推進に関する重要事項・・・・・・・・ 5

1	献血の)推進に際し、考慮すべき事項・・・・・・・・・・・	5
	(1)	血液検査による健康管理サービスの充実	
	(2)	血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進	
	(3)	採血基準の在り方の検討	
	(4)	まれな血液型の血液の確保	
	(5)	献血者の意思を尊重した採血の実施	
2	輸血用	血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応・・	6
3	災害時	詩等における献血の確保・・・・・・・・・・・・・	6
4	献血推	- É進施策の進捗状況等に関する確認と評価・・・・・・・ -	6

令和6年度の献血の推進に関する計画

前文

・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和 31年法律第160号)第10条第1項の規定に基づき定める令和6年度の 献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供 給の確保を図るための基本的な方針(平成31年厚生労働省告示第49 号)に基づくものである。

第1 令和6年度に献血により確保すべき血液の目標量

- ・ 令和6年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 52万リットル、血漿製剤25万リットル、血小板製剤17万リットルで あり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。
- ・ さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、令和 6年度には、全血採血による 135 万リットル及び成分採血による 87 万リットル (血漿成分採血 56 万リットル及び血小板成分採血 31 万リットル) の計 222 万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第 2 献血に関する普及啓発その他の第 1 の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

令和4年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和6年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 献血推進の実施体制と役割

- ・ 国は、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした輸血用血液製剤及び血漿分画製剤(以下「血液製剤」という。)の安定供給を確保し、その国内自給を推進する。そのため、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていることなどを含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。
- 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、 地域の実情に応じた取組を通じて、住民の献血への関心を高め、献 血への参加を促進する。都道府県は、採血事業者、医療関係者、商

工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、採血事業者、血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画を策定する。このほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。また、市町村においても、同様の協議会を設置し、献血推進に取り組むことが望ましい。

 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、 献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、 継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。こ のため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施することなどにより、献血や血液製剤に関する一層 の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。

2 献血推進のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

ア 国民全般を対象とした普及啓発

- (7) 全国的なキャンペーン等の実施
 - ・ 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、岐阜県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。
 - 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、テレビ、SNSを含むインターネット、ポスター等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。その際、ポスター等においてはインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。
 - ・ 国及び採血事業者は、都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採血への協力を呼びかける。

(イ) 企業等における献血への取組の推進

国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、 献血に協賛する企業や団体を募り、企業等の社会貢献活動の 一つとして、集団献血を含めた企業等における献血の推進を 促す。

- ・ 採血事業者は、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等に協力を求める。また、献血や血液製剤について企業等に分かりやすく説明するための「献血セミナー」を実施する。
- ・ 企業等は、従業員等に対し、ボランティア活動の一環として献血に協力するよう呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易に行えるよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境づくりを推進することが望ましい。

(ウ) 複数回献血の推進

- 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、 複数回献血の重要性や安全性について広く国民に周知する。
- 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(7) 普及啓発資材の作成

・ 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、中学生や高校生を対象とした、献血や血液製剤について解説した資材や献血への理解を促すポスターを作成する。なお、作成にあたっては、学校等でのパソコン、タブレッド等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの資材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

・ 国、都道府県及び採血事業者は、SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえるよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての普及啓発資材に国が作成した献血推進キャラクターを活用するなど、実効性のある取組を行う。

(ウ) 献血セミナー等の実施

・ 採血事業者は、「献血セミナー」を開催するとともに、血液センター等での体験学習の機会を積極的に設け、献血や血

液製剤について正確な情報を伝え、協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。また、「献血セミナー」等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、採血事業者が提供する献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける。

都道府県及び市町村は、採血事業者が実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習の機会を学校等において積極的に活用してもらえるよう情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。

(エ) 学校等における献血の普及啓発

- 国は、小中学校現場での献血推進活動を含め、献血への理解を深めてもらうための取組を行う。
- 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。また、将来医療従事者になろうとする者に、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼 少 期 の 子 供 と そ の 親 を 対 象 と し た 普 及 啓 発

次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、国、都道府県、市町村及び採血事業者は、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、血液センター等を活用した啓発を行う。

(2) 採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

- 採血事業者は、献血の受入れに際して献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意する。その際、献血ができなかった者に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。
- ・ 採血事業者は、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保するなど、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報を保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施するなど、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。
- ・ 採血事業者は、特に初回献血者が抱いている不安等を軽減することはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要である。 このため、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気

分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血の度ごとに十分に行う。

- ・ 採血事業者は、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境づくり等を行い、より一層のイメージアップを図る。
- ・ 採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であって も、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行う とともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行う。
- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

イ献血者の利便性の向上

・ 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、ICTを活用したWEB予約の推進等に積極的に取り組む。

第3 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

(1) 血液検査による健康管理サービスの充実

- 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血ができなかった者に対して、栄養士等による健康相談を実施する。
- 献血申込者の健康管理に資する検査の充実は献血の推進に有効であることから、国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進

・ 国は、採血事業者と連携し、献血者の本人確認及び問診の徹底、 HIV等の感染症の検査を目的とした献血を防止するための措置 等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上させる ための対策を推進する。

(3) 採血基準の在り方の検討

・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及 び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを検討する。

(4) まれな血液型の血液の確保

採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その者の意向

を踏まえ、登録を依頼する。

国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施

・ 採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、 採血区分(200 ミリリットル全血採血、400 ミリリットル全血採血 又は成分採血)や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安 全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な 限り尊重した上で、採血区分を決定する。(なお、採血事業者が 献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求め ることは可能である。)

2 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

・ 国、都道府県及び採血事業者は、製造販売業者等の保有する輸血 用血液製剤(特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤)の在庫 水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合 には、その供給に支障を来す危険性を勘案し、国の献血推進本部設 置要綱(平成 17 年 4 月 1 日決定)及び採血事業者が策定した対応マ ニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずる。

3 災害時等における献血の確保

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、採血事業者は、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。
- 採血事業者は、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。
 国、都道府県及び市町村は、広域的な需給調整を行う際など、採血事業者の取組を支援する。
- ・ 採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、 採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。また、国、都道府県及び市町村は、採血事業者の取組を支援する。

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び 長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れ の実績を確認し、その評価を令和7年度の献血推進計画等の作成に 当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見 直すことが必要である。

- 国は、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について、献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。
- 採血事業者は、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。併せて、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

令和6年度の献血の推進に関する計画(案) 新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

令和6年度献血推進計画(案)

・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 (昭和31年法律第160号)第10条第1項の規定に基づき定め る令和6年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安 全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針(平成31年厚生労働省告示第49号)に基づくものである。

第1 令和6年度に献血により確保すべき血液の目標量

- ・ 令和6年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 52 万リットル、血漿製剤 25 万リットル、血小板製剤 17 万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。
- ・ さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、令和6年度には、全血採血による 135 万リットル及び成分採血による 87 万リットル (血漿成分採血 56 万リットル及び血小板成分採血 31 万リットル) の計 222 万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

令和5年度献血推進計画

・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 (昭和31年法律第160号)第10条第1項の規定に基づき定め る令和5年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安 全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針(平 成31年厚生労働省告示第49号)に基づくものである。

第1 令和5年度に献血により確保すべき血液の目標量

- ・ 令和<u>5</u>年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 52 万リットル、血漿製剤 25 万リットル、血小板製剤 17 万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。
- ・ さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、 令和5年度には、全血採血による 135 万リットル及び成分採血 による85万リットル(血漿成分採血54万リットル及び血小板 成分採血31万リットル)の計220万リットルの血液を献血によ り確保する必要がある。

令和6年度献血推進計画(案)

第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するため に必要な措置に関する事項

令和<u>4</u>年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和 <u>6</u>年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定 める。

- 2 献血推進のための施策
 - (1) 普及啓発活動の実施
 - ア 国民全般を対象とした普及啓発
 - (7) 全国的なキャンペーン等の実施
 - ・ 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血 液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はた ちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の 血液助け合い運動」の主たる行事として、<u>岐阜県</u>に おいて献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の 推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団 体又は個人を表彰する。
 - イ 若年層を対象とした普及啓発
 - (7) 普及啓発資材の作成
 - ・ 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、 短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポ スター、中学生や高校生を対象とした、献血や血液 製剤について解説した<u>資材や</u>献血への理解を促すポ スターを作成する。なお、作成にあたっては、学校

令和5年度献血推進計画

第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するため に必要な措置に関する事項

令和<u>3</u>年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和 <u>5</u>年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定 める。

- 2 献血推進のための施策
 - (1) 普及啓発活動の実施
 - ア 国民全般を対象とした普及啓発
 - (7) 全国的なキャンペーン等の実施
 - ・ 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血 液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はた ちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の 血液助け合い運動」の主たる行事として、<u>千葉県</u>に おいて献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の 推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団 体又は個人を表彰する。
 - イ 若年層を対象とした普及啓発
 - (7) 普及啓発資材の作成
 - ・ 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、 短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポ スター、高校生を対象とした献血や血液製剤につい て解説した<u>教材及び中学生を対象とした</u>献血への理 解を促すポスターを作成する。なお、作成にあたっ

令和6年度献血推進計画(案)

等でのパソコン、タブレッド等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの資材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

(エ) 学校等における献血の普及啓発

・ 国は、小中学校現場での献血推進活動を含め、献血への理解を深めてもらうための取組を行う。 (略)

第3 その他献血の推進に関する重要事項

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期 的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による 献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和7年度の献血 推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、 献血推進のための施策を見直すことが必要である。

令和5年度献血推進計画

ては、学校等でのパソコン、タブレッド等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの<u>教材</u>等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

(エ) 学校等における献血の普及啓発

(新設)

・ 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。また、将来医療従事者になろうとする者に、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

第3 その他献血の推進に関する重要事項

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期 的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による 献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和6年度の献血 推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、 献血推進のための施策を見直すことが必要である。

令和6年度の献血の受入れに関する計画(案)

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和 31 年法律第 160 号)第 11 条及び同法施行規則第 4 条に基づき、各都道府県と協議し、日本赤十字社における当該年度に献血により受け入れる血液の目標量、献血をする者の募集その他の血液の目標量を確保するために必要な措置に関する事項及びその他献血の受入れに関する重要事項を定めるものである。

第1 令和6年度に献血により受け入れる血液の目標量

令和6年度に献血により受け入れる血液の目標量は、別紙1の輸血用血液製剤及び血漿分画製剤用の原料血漿の必要量を確保するために、別紙2のとおり全血献血で135万リットル、血漿成分献血で56万リットル、血小板成分献血で31万リットルの合計222万リットルとする。

第2 献血をする者の募集その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 献血受入体制

血液の目標量の確保に当たっては、全国を7ブロックに分けた広域的な需給管理体制を活かし、国、地方公共団体等と連携し、効率的な献血の受入れを進める。 医療需要に応じた採血を行うとともに、特に400ミリリットル全血献血及び成分献血を中心に、年間を通じ安定的に献血の受入れを行う。

献血の受入れに当たっては、安全かつ安心な受入環境を保持するなど、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続した献血協力につながるよう、環境の整備を行う。献血受入施設等の配置については、別紙3のとおり。

2 献血受入のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

各都道府県血液センターにおける主な取組は、別紙4のとおり。

ア 国民全般を対象とした普及啓発

(ア) 全国的なキャンペーン等の実施

①国及び都道府県と連携し、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、岐阜県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。

②テレビ、SNS を含むインターネット等のデジタル広報媒体及びポスター等

の紙広報媒体を効果的に活用し、献血への協力を呼びかけるとともに、血液 事業や血液製剤に対する理解を促す。その際、ポスター等の紙広報媒体につ いては、デジタル広報媒体の情報にアクセスしやすい工夫をする。

③都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、血漿分画製剤が様々な疾病の治療薬として広く使われており需要が急激に増加していること、血液の成分である血漿を原料として作られていることを分かりやすく丁寧に周知し、血漿分画製剤の安定供給に必要な原料血漿量を確保できるよう血漿成分献血への協力を呼びかける。

(イ) 企業等への献血推進対策

献血に協賛する企業や団体を募り、社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、企業や団体に出向いての献血実施に加え、テレワークの広がりに対応するため、従業員等の居住地近隣の献血会場での協力依頼など、個々の企業や従業員等の事情に合わせた形での推進対策を強化する。

さらに、企業等に対して、従来の社員研修や社内広報等の機会に加え、 オンラインを積極的に活用して「献血セミナー」の開催や献血に関する情報提供等を行い、正確で理解しやすい情報の伝達を図るとともに、特に若年層の従業員等の献血促進について協力を求める。

(ウ) 複数回献血の推進

献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血が、安定的な血液の確保に資するだけでなく、血液製剤の安全性確保の観点からも重要であることなどを広く国民に周知する。

また、平素から献血者に対して、複数回献血の呼びかけを積極的に行う。 特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取 組を通じて、複数回献血の推進を図る。

なお、成分献血については、血小板や原料血漿を安定的に確保できるよう、同一献血者に年間複数回の献血への協力を依頼する。

(エ) 献血予約の推進

献血予約が、計画的かつ安定的な献血確保に資すること、また、献血協力の集中や献血会場の混雑を回避し、献血者の利便性を向上させることからも、献血予約の重要性を広く国民に周知する。

また、献血者に対して献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を促進し、同サービスを活用した献血予約の推進を積極的に行う。

さらに、簡便な献血予約や献血の検査記録閲覧、献血カード機能の実装 等による利便性を提供する「ラブラッドアプリ」の利用を推進する。献血 可能年齢未満、または献血未経験者も本アプリを登録利用できることから、 献血者のみならず広く国民にも利用を呼びかける。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(ア) 普及啓発資材の作成及び活用

献血や血液製剤に関する理解を促すため、小・中学生を対象とした献血 推進パンフレット、広報用ポスター等を製作し、積極的に活用する。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

血液事業や献血に関する情報に接する機会の増加を図るため、若年層の多くが利用している SNS を含むインターネット等を中心に情報発信を行い、内容についても若年層の嗜好を考慮するなど、効果的な広報を行う。また、実際の献血協力につながるよう、学生献血推進ボランティア等と連携し、同世代からの働きかけを促進する。

(ウ) 献血セミナーの実施など学校等への献血の普及啓発

学生に対して献血思想を普及させるため、国、都道府県、市町村及びボランティア組織等の協力を得ながら献血セミナーの実施の更なる推進を図る。献血セミナーの実施にあたっては、献血セミナーの様子を映像化して希望者がいつでも閲覧できる環境を整備する。

また、献血セミナーの機会等を活用し、主に献血可能年齢未満もしくは 献血未経験者である学生に対し、将来に向けての潜在的な献血者としてラ ブラッドへの登録を推進する。

①小学生、中学生を対象とした対策

献血や血液製剤に対する関心を喚起するため、献血セミナーや血液センター等での体験学習を積極的に実施し、将来の献血協力に向けた啓発を図る。

②高校生を対象とした対策

献血や血液製剤に対する理解を深めてもらうため、献血セミナーの 実施や生徒への献血啓発資材等の配付を積極的に行うほか、地域事情を 考慮しつつ献血に協力できる学校を募り、献血の推進を促す。

③大学生を対象とした対策

献血推進運動を行っている学生献血推進ボランティア組織等と更なる連携を図り、全国学生クリスマス献血キャンペーン (12月) を実施することをはじめ、献血セミナー、大学・サークル・学生献血推進ボランティア等が所有するポータルサイトや SNS、学校が学生に付与しているメールアドレス等への情報発信を通じて献血や血液製剤に関する理解を促進する。

特に将来の医療の担い手となる医療・薬学系の学生等に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、献血会場及び血液センター等を活用した啓発を行う。

(2) 採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

献血の受入れに際しては献血申込者に丁寧な対応を心掛け、不快の念を与えることのないよう、職員の教育訓練の充実強化を図るとともに、献血者の意見・要望を把握し、休憩スペースの十分な確保等を行う。また、献血者の個人情報保護や献血者健康被害救済制度についても適正に運用し、献血者が安心して献血できる環境を整備する。

初めて献血をする方の、献血に対する不安等を払拭することはもとより、献血の都度、献血の手順や献血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全を確保する。

献血ができなかった方に対しては、その理由を分かりやすく丁寧に説明するとともに、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。

また、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境を整備し、より一層のイメージアップを図る。

併せて、新興・再興感染症の感染拡大の状況下においても、安心・安全な 献血環境の保持と献血者への感染防止対策を講ずるとともに、様々な広報手 段を用いて、感染防止対策を周知する。

イ 献血者の利便性の向上

(ア) 常設献血受入施設における対応

献血者の利便性を考慮しつつ、安全で安心かつ効率的な採血を行うため、 立地条件等を考慮した採血所の設置、子育て世代に対応した託児スペース 整備、地域性を考慮した献血受入時間帯の設定に取り組む。

(イ) 移動採血車における対応

地域の実情に応じ、移動採血車による計画的な採血や、企業・団体等の 意向を踏まえた献血機会を提供する。また、移動採血車における献血予約 を推進する。

(ウ) 献血予約の推進等

ラブラッドを活用した Web 予約及び電話等での予約を積極的に推進し、 待ち時間の解消を図るなど、さらなる献血者の利便性を向上させる。

また、他業種の先進事例を参考に、より効果的な情報発信の在り方等を検討し、運用の改善を図る。

第3 その他献血の受入れに関する重要事項

- 1 献血の受入れに際し、考慮すべき事項
- (1)健康管理サービスの実施

献血者の健康管理に資するため、希望者に対し生化学検査成績、血球計数検 査成績を通知する。

また、ヘモグロビン濃度の低値により献血にご協力いただけなかった方に対して、栄養士等による健康相談を実施する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策

国及び都道府県と連携し、献血者の本人確認及び問診を徹底するとともに、 HIV 等の感染症の検査を目的とした献血防止のため「安全で責任のある献血」 の普及を図る。

(3) まれな血液型の血液の確保

まれな血液型の献血者には、医療機関からの突発的な要請に対応できるよう、 本人の意向を踏まえて予め登録を依頼し、必要時に献血を依頼する。

(4) 献血者の意思を尊重した採血の実施

初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血基準を満たしていれば、いずれの採血区分(200ミリリットル全血献血、400ミリリットル全血献血又は成分献血)における献血協力も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重したうえで、採血区分を決定する。なお、献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることもある。

2 輸血用血液製剤の在庫管理と不足時の的確な対応

輸血用血液製剤(特に採血後の有効期間が短い血小板製剤及び赤血球製剤)については、在庫予測に基づき、必要血液量の確保対策を講じて安定供給に努めるとともに、国及び都道府県にも在庫情報を提供する。万一の在庫不足時や在庫不足が予測される場合には対応手順に基づき、関係機関と連携した必要血液量の確保対策を実施する。

3 災害時等における危機管理

災害等が発生した際は、国、都道府県及び市町村と連携して、医療需要に応じた血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて献血への協力を呼びかける。 その際、被災地域においては、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について慎重に判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。

また、予め災害時等に備えて、国、都道府県、市町村等の関係者との衛星電話等の複数の通信手段の確保や、平時は日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターにて行っている需給調整業務を首都直下地震に備え他の施設でも確実に行うための体制の整備を含む事業継続計画に則り、献血の受入れが確実に行えるよ

う取り組む。

さらに、新興・再興感染症の感染拡大の状況下においても血液製剤の安定供給 を図るため、献血者や職員に対する感染防止対策を講じ、安全安心な献血環境を 保持するとともに、国、都道府県、市町村等の連携を緊密にし、様々な手段を講 じて献血血液を確保する。

4 効率的な原料血漿の確保

原料血漿の必要量に応じて、成分献血においては、採血基準の範囲内で献血者の循環血液量に応じた血漿量を採血するなど、効率的な確保に努める。

また、日本赤十字社は、唯一の採血事業者であるとともに、輸血用血液製剤の製造業者でもある。このため、輸血用血液製剤の製造工程においても、効率的な手法により、原料血漿を確保する。

5 献血受入施策の分析と評価

献血の受入状況について、国、都道府県及び市町村へ情報を提供する。また、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。

また、献血の受入に関する実績、体制等の分析と評価を行い、次年度の献血受 入に係る各種施策の検討に活用する。

令和6年度都道府県別必要量

ブロッ	都道府県名		輸血用血液	血漿分画製剤用原料	令和6年度に必要な			
ク名		全血製剤	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	計	血漿確保計画(②)(L)	血液量(①+②)(L)
道海	北 海 道	0	30,208	11,760	8,643	50,611	51,492	102,103
一海	小計	0	30,208	11,760	8,643	50,611	51,492	102,103
	青 森 県	0	5,758	2,323	1,987	10,069	12,693	22,762
	岩 手 県	0	4,544	1,642	1,498	7,684	12,023	19,707
東	宮 城 県	0	8,165	4,627	2,976	15,768	15,643	31,411
北	秋田県	0	4,077	1,474	1,420	6,971	9,999	16,970
	山形県	0	4,240	1,800	1,205	7,245	9,575	16,820
	福島県	0	8,219	2,904	2,080	13,204	18,082	31,286
	小計	0	35,005	14,770	11,166	60,941	78,015	138,956
	茨 城 県	0	10,417	3,558	2,788	16,763	28,759	45,522
	栃木県	1	7,332	4,436	2,741	14,510	21,650	36,160
-	群馬県	0	8,184	3,720	3,125	15,029	21,130	36,159
関	埼玉県	0	26,704	11,837	7,247	45,788	56,969	102,757
東	千葉県	0	26,640	15,240	7,642	49,522	50,478	100,000
甲信	東京都	0	58,235	32,967	22,887	114,088	149,062	263,150
越	神奈川県	0	34,182	17,160	11,135	62,477	84,665	147,142
-	新潟県	0	7,780	2,903	2,781	13,464	29,479	42,943
-	山梨県	0	3,136	1,566	783	5,485	11,039	16,524
	長野県	0	6,751	2,951	2,313	12,015	23,698	35,713
	小計 宣山 唱	0	189,361 4,080	96,338 1,560	63,442 1,359	349,142 6,999	476,929 9,402	826,071 16,401
	富山県 石川県	0	3,680	1,560	1,559	6,999	12,521	
	石	0	3,165	922	998	5,085	8,776	19,421 13,861
東海		0	7,910	3,375	2,374	13,659	16,477	30,136
北		0	14,024	5,520	4,266	23,810	37,096	60,906
陸	愛知県	0	27,718	15,189	8,815	51,722	70,213	121,936
	三重県	0	4,904	2,400	1,886	9,190	16,517	25,707
		0	65,481	30,646	21,238	117,365	171,003	288,368
	滋賀県	0	5,139	2,008	1,692	8,839	12,147	20,986
	京都府	0	11,584	6,480	4,331	22,395	24,397	46,791
	大阪府	0	44,400	23,640	12,986	81,026	92,916	173,941
近畿	兵庫県	0	19,288	10,853	5,870	36,010	49,897	85,908
蔵	奈良県	0	6,080	3,600	1,695	11,375	10,773	22,148
	和歌山県	0	4,712	1,944	1,341	7,997	10,202	18,198
	小計	0	91,203	48,525	27,914	167,642	200,331	367,973
	鳥取県	0	2,432	977	670	4,079	6,960	11,038
	島根県	0	2,022	1,177	748	3,948	6,539	10,487
	岡山県	0	7,585	3,318	2,372	13,276	20,539	33,814
,	広島県	0	11,456	3,712	5,659	20,828	23,272	44,099
中四	山口県	0	6,382	2,315	1,425	10,122	10,881	21,003
国	徳 島 県	0	3,351	1,005	1,161	5,517	8,665	14,183
	香川県	0	4,244	1,783	1,210	7,238	9,931	17,169
	愛 媛 県	0	5,745	2,118	1,668	9,531	13,853	23,383
	高知県	0	3,261	1,516	1,045	5,822	8,774	14,596
	小計	0	46,478	17,922	15,959	80,360	109,412	189,772
	福岡県	0	22,057	11,234	6,020	39,311	49,756	89,067
	佐賀県	0	2,839	1,150	697	4,686	8,507	13,193
	長崎県	0	6,297	2,739	2,148	11,184	12,652	23,836
九	熊本県	0	8,184	3,540	2,060	13,784	17,628	31,412
州	大分県	0	4,937	2,286	1,565	8,788	11,117	19,905
	宮崎県	0	4,464	1,919	1,293	7,675	11,409	19,084
	鹿児島県	0	7,867	3,288	2,191	13,347	17,384	30,730
	沖縄県	0	6,023	3,697	1,755	11,475	14,364	25,839
\vdash	小計	0	62,667	29,854	17,728	110,249	142,818	253,067
	合 計	1	520,404	249,814	166,089	936,308	1,230,001	2,166,309

[※]表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

令和6年度に献血により受け入れる血液の目標量(日本赤十字社)

ブロッ	都道府県名		全血献血			成分献血		合 計		
ク名	111 坦州 示石	200mL	400mL	計	血小板	血漿	計			
~ 北	北海道	1,390	76,880	78,270	18,399	7,700	26,100	104,370		
道 淮 海	小計	1,390	76,880	78,270	18,399	7,700	26,100	104,370		
一海	青森県	154	12,815	12,969	2,645	3,901	6,546	19,515		
	岩 手 県	148	12,269	12,417	2,464	3,634	6,098	18,515		
	宮城県	301	24,225	24,527	5,894	8,873	14,767	39,293		
東北	秋田県	112	9,322	9,434	2,412	3,972	6,384	15,819		
10	山形県	128	10,674	10,803	2,606	3,843	6,449	17,252		
i	福島県	232	20,245	20,478	4,563	6,381	10,944	31,422		
•	小計	1,077	89,550	90,627	20,585	30,603	51,188	141,815		
	茨 城 県	541	29,062	29,604	3,237	12,528	15,766	45,369		
	栃木県	765	22,414	23,179	4,945	11,569	16,513	39,692		
	群馬県	456	22,074	22,530	5,636	11,712	17,348	39,878		
関	埼 玉 県	929	67,344	68,274	14,236	25,050	39,286	107,560		
東	千葉県	781	61,232	62,013	15,219	25,574	40,793	102,806		
甲	東京都	1,927	145,258	147,185	46,437	78,161	124,598	271,783		
信越	神奈川県	992	84,908	85,900	22,656	41,590	64,246	150,146		
K-24	新 潟 県	261	22,289	22,550	3,935	14,391	18,325	40,875		
	山梨県	112	9,192	9,303	0	6,403	6,403	15,707		
	長野県	128	19,928	20,056	2,574	11,630	14,205	34,261		
	小計	6,892	483,700	490,593	118,875	238,608	357,484	848,077		
-	富山県	98	9,972	10,070	2,105	3,657	5,762	15,832		
-	石川県	170	10,820	10,990	3,597	6,290	9,886	20,876		
東海	福井県	96	7,536	7,632	0	4,365	4,365	11,997		
海	岐阜県	186	17,852	18,038	4,220	7,411	11,632	29,670		
北陸	静岡県	410	35,336	35,746	5,527	16,505	22,032	57,778		
座	愛知県	1,322	69,892	71,214	17,993	40,910	58,903	130,117		
	三重県	18	15,072	15,090	4,691	8,237	12,928	28,018		
	小計	2,300	166,480	168,780	38,134	87,374	125,508	294,288		
-	滋賀県	139	16,997	17,136	2,596	2,790	5,385	22,521		
	京 都 府 大 阪 府	172 1,077	30,106	30,279	7,763	10,196	17,960 72,703	48,238		
近 畿		675	100,680 58,421	101,757 59,096	25,988 12,357	46,715 20,269	32,626	174,460 91,721		
畿	奈良県	185	13,361	13,546	3,448	4,314	7,761	21,307		
-	和歌山県	182	12,197	12,379	2,374	2,543	4,917	17,296		
-	小計	2,431	231.762	234,193	54,526	86,826	141,352	375,544		
	鳥取県	10	6,180	6,189	805	3,023	3,828	10,017		
-	島根県	12	5,743	5,755	1,603	2,651	4,254	10,009		
-	岡山県	146	21,000	21,146	4,695	8,484	13,179	34.326		
•	広島県	184	30,148	30,332	12,663	10,479	23,142	53,474		
中	山口県	57	15,509	15,566	1,940	3,280	5,220	20,787		
四国	徳島県	24	7,740	7,764	1,129	3,685	4,814	12,578		
	香川県	24	10,618	10,642	1,282	4,228	5,510	16,152		
	愛 媛 県	24	14,276	14,300	3,461	5,633	9,094	23,393		
	高知県	53	7,846	7,899	1,135	3,708	4,843	12,742		
	小計	534	119,060	119,594	28,713	45,171	73,884	193,477		
	福岡県	105	60,208	60,313	11,818	22,957	34,775	95,088		
	佐 賀 県	57	8,514	8,571	2,522	4,906	7,428	15,999		
	長 崎 県	89	14,554	14,644	3,241	6,241	9,481	24,125		
九	熊本県	120	20,720	20,840	4,341	8,437	12,778	33,618		
州	大分県	43	13,833	13,876	2,522	4,906	7,428	21,303		
	宮崎県	21	11,568	11,589	2,522	4,669	7,190	18,779		
	鹿児島県	31	17,774	17,805	3,666	7,117	10,783	28,588		
	沖縄県	59	14,957	15,016	2,365	6,020	8,385	23,401		
	小計	525	162,128	162,653	32,996	65,251	98,248	260,901		
	合計	15,149	1,329,561	1,344,710	312,228	561,534	873,763	2,218,472		

[%]山梨県及び福井県では血小板採血を行わないため、血小板成分献血目標量が $\lceil 0
floor$ となっていること。

[※]表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。 21

令和6年度に献血により受け入れる血液の目標量(都道府県・献血種類・採血所分類別)

ブ	都	固定施設(母体・事業所・出張所)							移動採血車			オープン採血		
	道			血漿採血										
ック名	府 県 名	200mL採血	400mL採血	FFP-480用	原料血漿 確保用	血小板採血	合計(L)	200mL採血	400mL採血	合計(L)	200mL採血	400mL採血	合計(L)	
道 道海	北海道	846	23,420	2,869	4,831	18,399	50,366	544	53,420	53,964		40	40	
一海	小計	846	23,420	2,869	4,831	18,399	50,366	544	53,420	53,964		40	40	
	青森県	44	3,355		3,901	2,645	9,945	110	9,460	9,570				
	岩手県	63	2,166		3,634	2,464	8,328	85	10,068	10,153	0	34	35	
東	宮城県	152	10,118	4,098	4,775	5,894	25,037	137	13,915	14,052	12	192	205	
北	秋田県	27	2,183		3,972	2,412	8,594	86	7,139	7,225				
	山形県	91	1,776		3,843	2,606	8,316	37	8,898	8,936				
	福島県	57	5,080	4	6,377	4,563	16,081	176	15,165	15,341				
	小計	434	24,678	4,102	26,501	20,585	76,300	630	64,646	65,276	13	227	240	
	茨城県	38	9,720	941	11,588	3,237	25,525	503	19,342	19,845				
	栃木県	163	4,372	3,958	7,611	4,945	21,049	571	17,112	17,683	30		960	
	群馬県	144	8,538	3,933	7,778	5,636	26,030	310	13,460	13,771	2		78	
関	埼玉県	392	38,884	6,445	18,605	14,236	78,563	529	28,352	28,881	8		116	
東	千葉県	336	32,300	6,409	19,165	15,219	73,429	413	26,972	27,385	32		1,992	
甲信	東京都	750	88,733	15,851	62,310	46,437	214,081	935	44,853	45,788	243		11,915	
越	神奈川県	571	48,532	4,482	37,109	22,656	113,349	408	35,277	35,685	13	1,099	1,112	
	新潟県	192	11,417		14,391	3,935	29,935	68	10,872	10,940				
	山梨県	12	2,840		6,403		9,255	100	6,352	6,451				
	長野県	96	6,925		11,630	2,574	21,226	31	13,004	13,035				
	小計	2,696	252,261	42,019	196,590	118,875	612,440	3,868	215,595	219,463	329	15,844	16,173	
	富山県	70	2,038	90	3,567	2,105	7,870	28	7,934	7,962				
	石川県	70	3,384	897	5,393	3,597	13,340	100	7,436	7,536				
東	福井県	24	1,930		4,365		6,319	72	5,606	5,678				
海北	岐阜県	64	5,653	1,793	5,618	4,220	17,349	122	12,199	12,321				
陸	静岡県	98	8,340	825	15,680	5,527	30,470	312	26,996	27,308				
	愛知県	658	34,804	13,550	27,360	17,993	94,365	618	32,368	32,986	46	2,720	2,766	
	三重県	18	5,256	1,793	6,444	4,691	18,202		9,816	9,816				
	小計	1,002	61,404	18,947	68,427	38,134	187,914	1,252	102,356	103,608	46	2,720	2,766	
	滋賀県	50	3,701	79	2,710	2,596	9,136	90	13,296	13,385		200	200	
	京都府	86	11,986	2,382	7,815	7,763	30,032	84	17,820	17,904	2		302	
近	大阪府兵庫県	480 355	57,744	8,713 3,482	38,001	25,988 12,357	130,928	554 304	39,564 27,101	40,119 27,405	43 16		3,414	
畿	奈良県	110	30,928 4,281	3,462	16,787 4,228	3,448	12,152	75	9,080	9,155	10	392	400	
	和歌山県	62	1,187	65	2,543	2,374	6,166	120	11,010	11,130				
	小計	1,144	109,828	14,742	72,083	54,526	252,323	1,226	117,871	119,097	61	4,063	4,124	
	鳥取県	10	2,691	17,772	3,023	805	6,528	1,220	3,489	3,489	01	4,000	7,127	
	島根県	12	1,244		2,651	1,603	5,510		4,499	4,499				
	岡山県	146	6,264	906	7,578	4,695	19,589		14,736	14,736				
}	広島県	158	7,200	5,797	4,682	12,663	30,500	26	22,888	22,913		60	60	
中	山口県	16	1,952	5,.57	3,280	1,940	7,189	41	13,557	13,598		30		
四国	徳島県	24	3,000		3,685	1,129	7,838		4,740	4,740				
111	香川県	24	3,364		4,228	1,282	8,898		7,254	7,254				
	愛媛県	24	3,856	663	4,970	3,461	12,974		10,288	10,288		132	132	
	高知県	53	2,164	-	3,708	1,135	7,060		5,682	5,682				
	小計	467	31,735	7,366	37,805	28,713	106,086	67	87,133	87,200		192	192	
	福岡県	105	19,427	9,619	13,338	11,818	54,307		38,953	38,953		1,828	1,828	
	佐賀県	28	2,914	2,053	2,853	2,522	10,370	28	5,600	5,628			•	
	長崎県	89	3,508	2,638	3,602	3,241	13,078		11,047	11,047				
	熊本県	120	6,920	3,533	4,904	4,341	19,818		13,800	13,800				
九州	大分県	22	4,193	2,053	2,853	2,522	11,642	21	9,640	9,661				
211	宮崎県	21	2,688		4,669	2,522	9,899		8,880	8,880				
	鹿児島県	20	4,974		7,117	3,666	15,777	11	12,800	12,811				
	沖縄県	38	2,317		6,020	2,365	10,740	21	12,042	12,063		598	598	
	小計	443	46,940	19,895	45,356	32,996	145,631	82	112,762	112,844		2,426	2,426	
	合計	7,032	550,266	109,940	451,594	312,228	1,431,060	7,669		761,452			25,960	

[※]オープン採血とは、事業所や学校の会議室等を会場として行う献血受入れ方式であること。

[※]表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

ブロッ ク名	都道府県名	常設献血受 入施設 (箇所)	令和6年度中 増減数		令和6年度中 増減数	令和6年度中 更新数	成分 採血装置 (台)	令和6年度中 増減数
北海	北海道	6	垣/0.50	17	- 日 / 以 双	<u></u>	56	- 日 / 以 双
道	小計	6		17		1	56	
	青森県	2		4			13	
	岩手県	1		4			12	
l i	宮城県	2		6			27	
東北	秋田県	2		3			15	
76	山形県	1		4			12	
	福島県	3		6			28	
	小計	11		27			107	
	茨 城 県	2		7		1	28	
	栃木県群馬県	2		6			27	
	群 馬 県	3		4			30	
関	埼玉県	7		10		1	57	
東	千葉県	6		10		1	61	
甲烷	東京都	13		19			171	
信越	神奈川県	7		11		1	93	
NEW.	新潟県	2		4			27	
	山梨県	1		3			9 24	
	長野県 小計	2 45		78		4	527	
	富山県	1		3		1	10	
	石川県	2		3		1	20	
审	福井県	1		3		'	10	
東海	岐阜県	2		4			22	1
北	静岡県	3		9		1	36	
陸	愛知県	9		11		-	113	
•	三重県	3		4			26	
	小計	21		37		3	237	1
	滋賀県	2		6			15	
	京都府	3		6			35	
祈	大阪府	12		12			118	
近 畿	兵庫県	6		9		1	71	
	奈良県	2		4			22	
	和歌山県	1		5			11	
	小計	26		42		1	272	
-	鳥取県	2		2 2			11 8	
	島根県岡山県	2		4		1	28	
	広島県	2		5		1	36	
中	山口県	1		4			10	
四国	徳島県	1		3			9	
	香川県	1		3			10	
	愛媛県	1		4			16	
	高知県	1		3			9	
	小計	12		30		1	137	
1]	福岡県	5		11		1	55	
	佐賀県	1		2			11	
	長崎県	2		5			17	Δ1
九	熊本県	2		4		1	23	
州	大分県	1		4			11	
	宮崎県	1		4			10	
	鹿児島県	2		5		4	16	
	沖縄県	15		39		3	14 157	Δ1
\vdash	<u>小</u> 計 合 計	136		270		13	1,493	ΔΊ
		130		270		13	1,433	

^{※「}常設献血受入施設」とは、血液センター・事業所・献血ルーム(出張所)を指すこと。

[※]施設数、移動採血車台数、成分採血装置台数は、令和6年4月1日時点の予定数であること。

各都道府県血液センターにおける主な取組(令和6年度)

①企業等への献血推進

No.	具体的対策	対象
1	企業・団体において、移動採血バスでの献血協力が困難な場合や、過去に献血協力があったがリモートワーク等によって協力を得られなくなった場合に、団体コードを付与し、近隣の献血会場や献血ルームでの献血協力を依頼する。	
2	 献血未実施の企業や団体に対して献血セミナーを実施し、移動採血バスや献血ルームでの献血協力を 依頼する。	企業・団体 (献血未実施企業・ 団体も含む)
3	協力企業・団体の社会貢献活動に敬意を表するため、各都道府県赤十字血液センター所長感謝状等を贈呈する。また、献血未実施団体には、社会貢献活動の一環としての献血実施を企業に対して提案する。	企業・団体 (献血未実施企業・ 団体も含む)
4	1か所の献血会場に複数の企業・団体を招く集合型献血を実施し、会場周辺の企業に対して献血協力を依頼するとともに、送迎対応も行うことで1人でも多くの献血者から協力いただくよう取り進める。	企業・団体 (献血未実施企業・ 団体も含む)
5	企業・団体の担当者と献血協力目標数を共有し、目標数を達成するための積極的な渉外活動を行う。	企業·団体
6	献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への会員登録を推進し、ラブラッドの団体予約専用の二次元コードを活用した献血予約について、企業担当者から理解と協力を得られるよう努める。また、事前問診による献血受付時間の短縮等献血予約によるメリットを伝える。	企業·団体
7	献血協力企業の新入社員に対して、献血セミナーを実施し、献血協力の依頼を行う。	企業·団体
8	行政担当者等と連携し、献血未実施の事業所へ献血協力を依頼する。	企業·団体
9	プロスポーツ団体と協働し、献血の実施や啓発活動等を行う。	企業·団体
10	地域とタイアップし、献血を地域貢献活動と位置づけ、地元企業・団体・PTA等から協力を得ることで継続的なパートナーシップを構築する。	企業·団体
11	地方公共団体やライオンズクラブ等の支援を得て、献血サポーターの増加を図る。 また、企業や団体の献血協力を各都道府県赤十字血液センターのSNS・ホームページ等で積極的に発信する。	企業·団体
12	学校を訪問し、献血セミナーやキャンペーン、ラブラッド会員への登録に関するポスター掲示やチラシ等の配布を行い、献血ルームのPRを推進するとともに、ラブラッド会員登録の推進を図る。	高校·大学

②複数回献血の推進

	<u> </u>	业
No.	具体的対策	対象
1	ラブラッド会員新規登録キャンペーンを実施し、会員数の増加を図る。	ラブラッド未加入者
2	ラブラッド会員を対象としたキャンペーンやイベントの充実を図る。 献血経験が少ない若年層に対し、ラブラッドでの献血予約や事前問診機能等のメリットを伝え、会員登録 を促す。	ラブラッド未加入者
3	献血協力が年1回以下の献血者に対して、メール・DMにて複数回の献血協力を促す働きかけを行うとともに、複数回の献血協力の定着化を図る。	ラブラッド会員
4	献血予約率の向上を目的とした各種キャンペーンを実施し、予約率の向上を図る。	全献血者
5	複数回献血及び次回の献血予約の案内チラシを作成し、献血協力時に積極的に配布することで、複数回献血者の増加を図る。	全献血者
6	輸血を受けた方や献血協力者のメッセージをホームページやSNS等で社会に広く発信し、献血の普及啓発を行う。	全献血者

③若年層を対象とした普及啓発

No.	具体的対策	対象
1	職員が現場に出向く出前形式や、オンライン形式により、ニーズに応じた献血セミナーを開催する。 献血の必要性を分かりやすく説明し、献血協力に繋げる。また、献血可能年齢に達していない方に対して はラブラッドのプレ会員制度を活用し、献血に興味を持っていただくよう働きかけを行う。	高校生·大学生
2	学生献血推進協議会の新規メンバーの増加及び活動の活性化を図る。特に学域献血を実施していない学校でも参加できるように献血ルームでの活動強化を行う。	大学生
3	若年層に人気のあるアニメなどによるキャンペーンを実施し、若年層・新規献血者の増加と併せて複数回の献血協力に繋げる。	若年層全体
4	企業・団体等に対して、新入社員・献血未経験者向けの献血啓発用広報資材を配布し、献血協力を促す。	若年層全体
5	「成人式」や「卒業式」等のイベントに合わせた移動採血バスの配車を行い、若年層の献血の普及を進める。	若年層全体

④小中学生や幼少期の子供とその親を対象とした取組

No.	中学生や幼少期の子供とその親を対象とした取組 具体的対策	対象
1	ファミリー層を対象としたキャンペーンやキッズ献血、献血セミナー等を商業施設等で実施する。	幼少期の子供がいる 親子
2	献血疑似体験会、施設見学、職場体験等を実施する。	幼少期の子供がいる 親子・小学生・中学 生
3	小学生を対象に献血啓発冊子を配付し、同内容の動画も広く発信する。	小学生
4	市町村の教育委員会の協力のもと、小中学校にて教員及び保護者を対象とした献血を実施することで、献血可能年齢未満の子供たちに献血を身近に感じてもらう。	小学生·中学生

⑤血漿分画製剤用原料血漿確保に向けた取組

No.	具体的対策	対象
1	献血ルーム近郊の移動採血会場において、成分献血未経験者のうち、成分献血が可能な献血者を対象に、看護師から献血ルームでの成分献血への協力を促し、成分献血者の増加を図る。	全血献血者
2	全血献血実施後、成分献血の説明と協力依頼をすることで成分献血者の増加を図る。	全血献血者
3	成分献血が未経験の献血者(初回、若年層含む)へ成分献血の協力を促し、成分献血者の増加を図る。	全献血者

令和6年度の献血の受入れに関する計画(案)

令和5年度の献血の受入れに関する計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和 31 年法律第 160 号)第 11 条及び同 法施行規則第4条に基づき、各都道府県と協議し、日本赤十字社における当該年度に献血により受け入れる 血液の目標量、献血をする者の募集その他の血液の目標量を確保するために必要な措置に関する事項及びそ の他献血の受入れに関する重要事項を定めるものである。

第1 令和6年度に献血により受け入れる血液の目標量

令和<u>6</u>年度に献血により受け入れる血液の目標量は、別紙1の輸血用血液製剤及び血漿分画製剤用の原料血漿の必要量を確保するために、別紙2のとおり全血献血で 135 万リットル、血漿成分献血で 56 万リットル、血小板成分献血で 31 万リットルの合計 222 万リットルとする。

第2 献血をする者の募集その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 献血受入体制

血液の目標量の確保に当たっては、全国を7ブロックに分けた広域的な需給管理体制を活かし、国、 地方公共団体等と連携し、効率的な献血の受入れを進める。医療需要に応じた採血を行うとともに、 特に 400 ミリリットル全血献血及び成分献血を中心に、年間を通じ安定的に献血の受入れを行う。

献血の受入れに当たっては、安全かつ安心な受入環境を保持するなど、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続した献血協力につながるよう、環境の整備を行う。献血受入施設等の配置については、別紙3のとおり。

2 献血受入のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

各都道府県血液センターにおける主な取組は、別紙4のとおり。

ア 国民全般を対象とした普及啓発

(ア) 全国的なキャンペーン等の実施

①国及び都道府県と連携し、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、<u>岐阜</u>県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。

②テレビ、SNS を含むインターネット等のデジタル広報媒体及びポスター等の紙広報媒体を効果的に活用し、献血への協力を呼びかけるとともに、血液事業や血液製剤に対する理解を促す。その際、ポスター等の紙広報媒体については、デジタル広報媒体の情報にアクセスしやすい工夫をする。

③都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、血漿分画製剤が様々な疾病の治療薬として 広く使われており需要が急激に増加していること、血液の成分である血漿を原料として作られて

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和 31 年法律第 160 号)第 11 条及び同 法施行規則第4条に基づき、各都道府県と協議し、日本赤十字社における当該年度に献血により受け入れる 血液の目標量、献血をする者の募集その他の血液の目標量を確保するために必要な措置に関する事項及びそ の他献血の受入れに関する重要事項を定めるものである。

第1 令和5年度に献血により受け入れる血液の目標量

令和<u>5</u>年度に献血により受け入れる血液の目標量は、別紙1の輸血用血液製剤及び血漿分画製剤用の原料血漿の必要量を確保するために、別紙2のとおり全血献血で 135 万リットル、血漿成分献血で 54 万リットル、血小板成分献血で 31 万リットルの合計 220 万リットルとする。

第2 献血をする者の募集その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 献血受入体制

血液の目標量の確保に当たっては、全国を7ブロックに分けた広域的な需給管理体制を活かし、国、 地方公共団体等と連携し、効率的な献血の受入れを進める。医療需要に応じた採血を行うとともに、 特に400ミリリットル全血献血及び成分献血を中心に、年間を通じ安定的に献血の受入れを行う。

献血の受入れに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた安全かつ安心な受入環境を保持するなど、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続した献血協力につながるよう、環境の整備を行う。献血受入施設等の配置については、別紙3のとおり。

2 献血受入のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

各都道府県血液センターにおける主な取組は、別紙4のとおり。

ア 国民全般を対象とした普及啓発

(ア) 全国的なキャンペーン等の実施

①国及び都道府県と連携し、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、<u>千葉</u>県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。

②テレビ、SNS を含むインターネット等のデジタル広報媒体及びポスター等の紙広報媒体を効果的に活用し、献血への協力を呼びかけるとともに、血液事業や血液製剤に対する理解を促す。その際、ポスター等の紙広報媒体については、デジタル広報媒体の情報にアクセスしやすい工夫をする。

③都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、血漿分画製剤が様々な疾病の治療薬として 広く使われており需要が急激に増加していること、血液の成分である血漿を原料として作られて

いることを分かりやすく丁寧に周知し、血漿分画製剤の安定供給に必要な原料血漿量を確保できるよう血漿成分献血への協力を呼びかける。

(イ) 企業等への献血推進対策

献血に協賛する企業や団体を募り、社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、企業や団体に出向いての献血実施に加え、<u>テレワークの広がりに対応するため、</u>従業員等の居住地近隣の献血会場での協力依頼など、個々の企業や従業員等の事情に合わせた形での推進対策を強化する。

さらに、企業等に対して、従来の社員研修や社内広報等の機会に加え、オンラインを積極的に 活用して「献血セミナー」の開催や献血に関する情報提供等を行い、正確で理解しやすい情報の 伝達を図るとともに、特に若年層の従業員等の献血促進について協力を求める。

(ウ) 複数回献血の推進

献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回 献血<u>が</u>、安定的な血液の確保に資するだけでなく、血液製剤の安全性確保の観点からも重要であ ることなどを広く国民に周知する。

また、平素から献血者に対して、複数回献血の呼びかけを積極的に行う。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

なお、成分献血については、血小板や原料血漿を安定的に確保できるよう、同一献血者に年間 複数回の献血への協力を依頼する。

(エ) 献血予約の推進

献血予約が、計画的かつ安定的な献血確保に資すること、また、献血協力の集中や献血会場の 混雑を回避し、<u>献血者の利便性を向上させることからも、</u>献血予約の重要性を広く国民に周知する。

また、献血者に対して献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を促進し、同サービスを活用した献血予約の推進を積極的に行う。

さらに、簡便な献血予約や献血の検査記録閲覧、献血カード機能の実装等による利便性を提供する「ラブラッドアプリ」の利用を推進する。<u>献血可能年齢未満、または</u>献血未経験者も本アプリを登録利用できることから、献血者のみならず広く国民にも利用を呼びかける。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(ア) 普及啓発資材の作成及び活用

献血や血液製剤に関する理解を促すため、小・中学生を対象とした献血推進パンフレット、広報用ポスター等を製作し、積極的に活用する。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

血液事業や献血に関する情報に接する機会の増加を図るため、若年層の多くが利用している SNS を含むインターネット等を中心に情報発信を行い、内容についても若年層の嗜好を考慮する など、効果的な広報を行う。また、実際の献血協力につながるよう、学生献血推進ボランティア 等と連携し、同世代からの働きかけを促進する。

いることを分かりやすく丁寧に周知し、血漿分画製剤の安定供給に必要な原料血漿量を確保できるよう血漿成分献血への協力を呼びかける。

(イ) 企業等への献血推進対策

献血に協賛する企業や団体を募り、社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても、献血は不可欠であることへの理解を求め、新しい生活様式を踏まえテレワークの広がりに対応するなど、企業や団体に出向いての献血実施に加え、従業員等の居住地近隣の献血会場での協力依頼など、個々の企業や従業員等の事情に合わせた形での推進対策を強化する。

さらに、企業等に対して、従来の社員研修や社内広報等の機会に加え、オンラインを積極的に 活用して「献血セミナー」の開催や献血に関する情報提供等を行い、正確で理解しやすい情報の 伝達を図るとともに、特に若年層の従業員等の献血促進について協力を求める。

(ウ) 複数回献血の推進

献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回 献血<u>について</u>、安定的な血液の確保に資するだけでなく、血液製剤の安全性確保の観点からも重 要であることなどを広く国民に周知する。

また、平素から献血者に対して、複数回献血の呼びかけを積極的に行う。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

なお、成分献血については、血小板や原料血漿を安定的に確保できるよう、同一献血者に年間 複数回の献血への協力を依頼する。

(エ) 献血予約の推進

献血予約が、計画的かつ安定的な献血確保に資すること、また、<u>新型コロナウイルス感染症の</u> <u>感染防止の観点からも、</u>献血協力の集中や献血会場の混雑を回避し、<u>献血協力時間帯の分散化を</u> 可能にすることなど、献血予約の重要性を広く国民に周知する。

また、献血者に対して献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を促進し、同サービスを活用した献血予約の推進を積極的に行う。

さらに、簡便な献血予約や献血の検査記録閲覧、献血カード機能の実装等による利便性を提供 する「ラブラッドアプリ」の利用を推進する。献血未経験者も本アプリを登録利用できることか ら、献血者のみならず広く国民にも利用を呼びかける。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(ア) 普及啓発資材の作成及び活用

献血や血液製剤に関する理解を促すため、小・中学生を対象とした献血推進パンフレット、広報用ポスター等を製作し、積極的に活用する。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

血液事業や献血に関する情報に接する機会の増加を図るため、若年層の多くが利用している SNS を含むインターネット等を中心に情報発信を行い、内容についても若年層の嗜好を考慮する など、効果的な広報を行う。また、実際の献血協力につながるよう、学生献血推進ボランティア 等と連携し、同世代からの働きかけを促進する。さらに、感染リスクが高まる密閉空間、密集場

(ウ) 献血セミナーの実施など学校等への献血の普及啓発

学生に対して献血思想を普及させるため、国、都道府県、市町村及びボランティア組織等の協力を得ながら献血セミナーの実施の更なる推進を図る。献血セミナーの実施にあたっては、献血セミナーの様子を映像化して希望者がいつでも閲覧できる環境を整備する。

また、献血セミナーの機会等を活用し、主に献血可能年齢未満もしくは献血未経験者である学生に対し、将来に向けての潜在的な献血者としてラブラッドへの登録を推進する。

①小学生、中学生を対象とした対策

献血や血液製剤に対する関心を喚起するため、献血セミナーや血液センター等での体験学習を 積極的に実施し、将来の献血協力に向けた啓発を図る。

②高校生を対象とした対策

献血や血液製剤に対する理解を深めてもらうため、献血セミナーの実施や生徒への献血啓発資材等の配付を積極的に行うほか、地域事情を考慮しつつ献血に協力できる学校を募り、献血の推進を促す。

③大学生を対象とした対策

献血推進運動を行っている学生献血推進ボランティア組織等と更なる連携を図り、全国学生クリスマス献血キャンペーン (12 月) を実施することをはじめ、献血セミナー、大学・サークル・学生献血推進ボランティア等が所有するポータルサイトや SNS、学校が学生に付与しているメールアドレス等への情報発信を通じて献血や血液製剤に関する理解を促進する。

特に将来の医療の担い手となる医療・薬学系の学生等に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、献血会場及び血液センター等を活用した啓発を行う。

(2) 採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

献血の受入れに際しては献血申込者に丁寧な対応を心掛け、不快の念を与えることのないよう、 職員の教育訓練の充実強化を図るとともに、献血者の意見・要望を把握し、休憩スペースの十分な 確保等を行う。また、献血者の個人情報保護や献血者健康被害救済制度についても適正に運用し、 所、密接場面の3つの条件の環境の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなど の手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」 に対応し、対面ではなくオンラインを活用した情報発信の充実に向けて、効果的な手段及び内容 の検討を進める。

(ウ) 献血セミナーの実施など学校等への献血の普及啓発

オンライン授業の広がり等により学校に出向いての献血実施が困難な状況下においても、学生に対して献血思想を普及させるため、国、都道府県、市町村及びボランティア組織等の協力を得ながら献血セミナーの実施の更なる推進を図る。献血セミナーの実施にあたっては、「新しい生活様式」に対応するため、オンラインを積極的に活用し、一か所に多くの参加者が集まる形を避けるとともに、リモートで授業を受けている学生が参加しやすいよう配慮する。さらに、献血セミナーの様子を映像化して希望者がいつでも閲覧できる環境を整備する。

また、献血セミナーの機会等を活用し、主に献血可能年齢未満もしくは献血未経験者である学生に対し、将来に向けての潜在的な献血者としてラブラッドへの登録を推進する。

①小学生、中学生を対象とした対策

献血や血液製剤に対する関心を喚起するため、献血セミナーや血液センター等での体験学習を 積極的に実施し、将来の献血協力に向けた啓発を図る。

②高校生を対象とした対策

献血や血液製剤に対する理解を深めてもらうため、献血セミナーの実施や生徒への献血啓発資材等の配付を積極的に行うほか、地域事情を考慮しつつ献血に協力できる学校を募り、献血の推進を促す。

③大学生を対象とした対策

献血推進運動を行っている学生献血推進ボランティア組織等と更なる連携を図り、全国学生クリスマス献血キャンペーン (12 月) を実施することをはじめ、献血セミナー、大学・サークル・学生献血推進ボランティア等が所有するポータルサイトや SNS、学校が学生に付与しているメールアドレス等への情報発信を通じて献血や血液製剤に関する理解を促進する。

特に将来の医療の担い手となる医療・薬学系の学生等に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、献血会場及び血液センター等を活用した啓発を行う。

(2) 採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

献血の受入れに際しては献血申込者に丁寧な対応を心掛け、不快の念を与えることのないよう、 職員の教育訓練の充実強化を図るとともに、献血者の意見・要望を把握し、休憩スペースの十分な 確保等を行う。また、献血者の個人情報保護や献血者健康被害救済制度についても適正に運用し、

献血者が安心して献血できる環境を整備する。

初めて献血をする方の、献血に対する不安等を払拭することはもとより、献血の都度、献血の手順や献血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全を確保する。

献血ができなかった方に対しては、その理由を分かりやすく丁寧に説明するとともに、その後の 献血推進への協力に繋がるよう配慮する。

また、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境を整備し、より一層のイメージアップを図る。

併せて、新興・再興感染症の感染拡大の状況下においても、安心・安全な献血環境の保持と献血 者への感染防止対策を講ずるとともに、様々な広報手段を用いて、感染防止対策を周知する。

イ 献血者の利便性の向上

(ア) 常設献血受入施設における対応

献血者の利便性を考慮しつつ、安全で安心かつ効率的な採血を行うため、立地条件等を考慮した 採血所の設置、子育て世代に対応した託児スペース整備、地域性を考慮した献血受入時間帯の設定 に取り組む。

(イ) 移動採血車における対応

地域の実情に応じ、移動採血車による計画的な採血や、企業・団体等の意向を踏まえた献血機会を提供する。また、移動採血車における献血予約を推進する。

(ウ) 献血予約の推進等

ラブラッドを活用した Web 予約及び電話等での予約を積極的に推進し、待ち時間の解消を図るなど、さらなる献血者の利便性を向上させる。

また、他業種の先進事例を参考に、より効果的な情報発信の在り方等を検討し、運用の改善を図る。

第3 その他献血の受入れに関する重要事項

- 1 献血の受入れに際し、考慮すべき事項
- (1) 健康管理サービスの実施

献血者の健康管理に資するため、希望者に対し生化学検査成績、血球計数検査成績を通知する。 また、ヘモグロビン濃度の低値により献血にご協力いただけなかった方に対して、栄養士等による 健康相談を実施する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策

国及び都道府県と連携し、献血者の本人確認及び問診を徹底するとともに、HIV 等の感染症の検査を目的とした献血防止のため「安全で責任のある献血」の普及を図る。

(3) まれな血液型の血液の確保

まれな血液型の献血者には、医療機関からの突発的な要請に対応できるよう、本人の意向を踏まえて予め登録を依頼し、必要時に献血を依頼する。

献血者が安心して献血できる環境を整備する。

初めて献血をする方の、献血に対する不安等を払拭することはもとより、献血の都度、献血の手順や献血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全を確保する。

献血ができなかった方に対しては、その理由を分かりやすく丁寧に説明するとともに、その後の 献血推進への協力に繋がるよう配慮する。

また、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境を整備し、より一層のイメージアップを図る。

併せて、<u>新型コロナウイルス感染症等の</u>新興・再興感染症の感染拡大の状況下においても、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止対策を講ずるとともに、様々な広報手段を用いて、感染防止対策を周知する。

イ 献血者の利便性の向上

(ア) 常設献血受入施設における対応

献血者の利便性を考慮しつつ、安全で安心かつ効率的な採血を行うため、立地条件等を考慮した 採血所の設置、子育て世代に対応した託児スペース整備、地域性を考慮した献血受入時間帯の設定 に取り組む。

(イ)移動採血車における対応

地域の実情に応じ、移動採血車による計画的な採血や、企業・団体等の意向を踏まえた献血機会を提供する。また、移動採血車における献血予約を推進する。

(ウ) 献血予約の推進等

ラブラッドを活用した Web 予約及び電話等での予約を積極的に推進し、待ち時間の解消を図るなど、さらなる献血者の利便性を向上させる。

また、他業種の先進事例を参考に、より効果的な情報発信の在り方等を検討し、運用の改善を図る。

第3 その他献血の受入れに関する重要事項

- 1 献血の受入れに際し、考慮すべき事項
- (1) 健康管理サービスの実施

献血者の健康管理に資するため、希望者に対し生化学検査成績、血球計数検査成績を通知する。 また、ヘモグロビン濃度の低値により献血にご協力いただけなかった方に対して、栄養士等による 健康相談を実施する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策

国及び都道府県と連携し、献血者の本人確認及び問診を徹底するとともに、HIV 等の感染症の検査を目的とした献血防止のため「安全で責任のある献血」の普及を図る。

(3) まれな血液型の血液の確保

まれな血液型の献血者には、医療機関からの突発的な要請に対応できるよう、本人の意向を踏まえて予め登録を依頼し、必要時に献血を依頼する。

4

(4) 献血者の意思を尊重した採血の実施

初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血基準を満たしていれば、いずれの採血区分(200 ミリリットル全血献血、400 ミリリットル全血献血又は成分献血)における献血協力も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重したうえで、採血区分を決定する。なお、献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることもある。

2 輸血用血液製剤の在庫管理と不足時の的確な対応

輸血用血液製剤(特に採血後の有効期間が短い血小板製剤及び赤血球製剤)については、在庫予測に基づき、必要血液量の確保対策を講じて安定供給に努めるとともに、国及び都道府県にも在庫情報を提供する。万一の在庫不足時や在庫不足が予測される場合には対応手順に基づき、関係機関と連携した必要血液量の確保対策を実施する。

3 災害時等における危機管理

災害等が発生した際は、国、都道府県及び市町村と連携して、医療需要に応じた血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて献血への協力を呼びかける。その際、被災地域においては、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について慎重に判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。

また、予め災害時等に備えて、国、都道府県、市町村等の関係者との衛星電話等の複数の通信手段の確保や、平時は日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターにて行っている需給調整業務を首都直下地震に備え他の施設でも確実に行うための体制の整備を含む事業継続計画に則り、献血の受入れが確実に行えるよう取り組む。

さらに、新興・再興感染症の<u>感染拡大の状況</u>下においても血液製剤の安定供給を図るため、献血者や職員に対する感染防止対策を講じ、安全安心な献血環境を保持するとともに、国、都道府県、市町村等の連携を緊密にし、様々な手段を講じて献血血液を確保する。

4 効率的な原料血漿の確保

原料血漿の必要量に応じて、成分献血においては、採血基準の範囲内で献血者の循環血液量に応じた血漿量を採血するなど、効率的な確保に努める。

また、日本赤十字社は、唯一の採血事業者であるとともに、輸血用血液製剤の製造業者でもある。このため、輸血用血液製剤の製造工程においても、効率的な手法により、原料血漿を確保する。

5 献血受入施策の分析と評価

献血の受入状況について、国、都道府県及び市町村へ情報を提供する。また、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。

また、献血の受入に関する実績、体制等の分析と評価を行い、次年度の献血受入に係る各種施策の検討に活用する。

(4) 献血者の意思を尊重した採血の実施

初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血基準を満たしていれば、いずれの採血区分(200 ミリリットル全血献血、400 ミリリットル全血献血又は成分献血)における献血協力も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重したうえで、採血区分を決定する。なお、献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることもある。

2 輸血用血液製剤の在庫管理と不足時の的確な対応

輸血用血液製剤(特に採血後の有効期間が短い血小板製剤及び赤血球製剤)については、在庫予測に基づき、必要血液量の確保対策を講じて安定供給に努めるとともに、国及び都道府県にも在庫情報を提供する。万一の在庫不足時や在庫不足が予測される場合には対応手順に基づき、関係機関と連携した必要血液量の確保対策を実施する。

3 災害時等における危機管理

災害等が発生した際は、国、都道府県及び市町村と連携して、医療需要に応じた血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて献血への協力を呼びかける。その際、被災地域においては、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について慎重に判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。

また、予め災害時等に備えて、国、都道府県、市町村等の関係者との衛星電話等の複数の通信手段の 確保や、平時は日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターにて行っている需給調整業務を首都直下 地震に備え他の施設でも確実に行うための体制の整備を含む事業継続計画に則り、献血の受入れが確実 に行えるよう取り組む。

さらに、新興・再興感染症の<u>まん延</u>下においても血液製剤の安定供給を図るため、献血者や職員に対する感染防止対策を講じ、安全安心な献血環境を保持するとともに、国、都道府県、市町村等の連携を緊密にし、様々な手段を講じて献血血液を確保する。

4 効率的な原料血漿の確保

原料血漿の必要量に応じて、成分献血においては、採血基準の範囲内で献血者の循環血液量に応じた血漿量を採血するなど、効率的な確保に努める。

また、日本赤十字社は、唯一の採血事業者であるとともに、輸血用血液製剤の製造業者でもある。このため、輸血用血液製剤の製造工程においても、効率的な手法により、原料血漿を確保する。

5 献血受入施策の分析と評価

献血の受入状況について、国、都道府県及び市町村へ情報を提供する。また、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。

また、献血の受入に関する実績、体制等の分析と評価を行い、次年度の献血受入に係る各種施策の検討に活用する。

令和5年度千葉県赤十字血液センター献血受入計画

1 献血受入計画

県、市町村と連携し具体的稼働計画を策定する。

- (1) 移動採血車1台の目標人員:来場者 53人、献血者 47人
- (2) 献血ルーム1日の目標人員:来場者 80人、献血者 72人

(単位:人)

1. T. T. T.	
標 人 数	
献血ルーム	
(6ルーム)	合 計
稼働*	
81,270	153,050
1,722	4,004
82,992	157,054
43,312	43,312
26,216	26,216
69,528	69,528
152,520	226,582
	献血ルーム (6ルーム) 稼働* 81,270 1,722 82,992 43,312 26,216 69,528

^{*}祝日の決定状況により変更となる場合がある。

(参考1) 供給予測数

(単位換算)

製 剤 名	R5供給単位数
全 血 製 剤	0
赤血球製剤	333,000
血漿製剤	127,000
血小板製剤	384,000
合 計	844,000

(参考2) 原料血漿確保目標量

(単位:リットル)

原 料 名	確保目標量
血漿分画製剤用 原料血漿	49,119

2 推進事項

(1) 若年層献血の推進

- ・高校、大学、専門学校等の献血会場の増加に努める。
- ・献血セミナーの開催や小中学校の児童・生徒を対象とした職業講和、血液センター・献血ルームの施設見学、職場体験等の受入を行う。
- ・親子が一緒に献血にふれあう機会としての献血体験型イベント「キッズ献血」を新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ企画する。
- ・千葉県内の学生ボランティアで構成される「千葉県学生献血推進協議会」と連携を図り、 大学等での献血の推進を行う。

(2) 400mL献血及び複数回献血の推進

- ・県内の医療機関からの要請に対応するため、献血協力団体等のご理解ご協力を得ながら400mL献血の推進、受入を進める。
- ・200mL献血については、若年層、特に10代を中心に推進、受入を行い、医療機関からの需要に見合う確保に努める。
- ・複数回献血の推進については、天候等の影響の少ない献血ルームでの協力を促進するとともに、ショッピングセンター等の献血会場を定例化することで、安定的な確保に努める。
- ・年間を通じて、複数回献血にご協力いただけるよう、献血会場の環境整備やホームページ・SNSをはじめとした各種広報媒体を活用し、複数回献血者の増加を図る。
- ・献血Web会員サービス「ラブラッド」の新規登録加入を推進するとともに、会員に対する効果的な献血依頼要請及び定期的な情報配信を行い複数回献血率の向上に努める。

(3) 集団献血の推進(献血サポーター)

- ・県、市町村をはじめ、各献血推進協議会委員の皆様方と引き続き連携を図りながら、協力企業、団体の新規の開拓や献血協力回数の増回を推進する。
- ・献血にご協力いただいている企業、団体の更なるご理解を頂き献血協賛企業、献血サポーターへの参加募集及びロゴマークの普及、啓発を行う。

(4) 予約献血の推進

密集・密接を防ぐこと、また、雨などの天候に左右されにくく安定的な献血者確保のため、 献血ルーム・献血バスともに献血の事前予約を継続して推進する。

千葉県献血推進協議会の設置及び運営に関する要綱

第1条(設置及び目的)

知事は、献血思想の普及及び献血制度の適正かつ円滑な運営の確保に資するため、千葉県献血推進協議会(以下「本会」という。)を設置する。

第2条(事業)

本会はその目的を達成するため、次に掲げる事項に関し調査審議するものとする。

- (1)千葉県献血推進計画の策定
- (2)献血に関する教育及び啓発
- (3)献血組織の育成
- (4)その他献血推進運動の実施に関し必要な事項

第3条(名称及び事務局)

本会は千葉県献血推進協議会と称し、事務局を県健康福祉部薬務課におく。

第4条(構成)

本会の会長は知事とし、委員は別表の職にある者をもって充てることとする。

第5条(職務)

- (1)会長は委員のうちから副会長1名を指名する。
- (2)会長は本会を代表し会務を総理する。
- (3)副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (4)会長、副会長に事故あるときは、副会長の指名した者がその職務を代理する。

第6条(運 営)

- (1)会議は必要に応じ会長が召集する。
- (2)会議の議長は会長があたる。

第7条(専門部会)

- (1)本会の必要に応じ、専門部会を置くことができる。
- (2)専門部会の部会長及び部会員は委員のうちから会長が指名する。

第8条(報償及び費用弁償)

委員の報酬及び費用弁償は特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例 (昭和31年千葉県条例第27号)に規定する「附属機関の委員等」の額に準ずる。

第9条(幹事及び書記並びに任務)

- (1)本会に幹事及び書記若干名をおき、会長がこれを指名する。
- (2)幹事及び書記は会長の命により会務を行う。

附則

本要綱は、昭和40年2月11日から実施する。

要綱一部改正は、昭和43年8月2日から実施する。

要綱一部改正は、昭和46年2月1日から実施する。

要綱一部改正は、昭和47年6月12日から実施する。

要綱一部改正は、昭和49年4月1日から実施する。

要綱一部改正は、昭和50年12月1日から実施する。

要綱一部改正は、昭和53年6月27日から実施する。

要綱一部改正は、昭和60年12月20日から実施する。

要綱一部改正は、昭和62年3月20日から実施する。

要綱一部改正は、昭和63年1月20日から実施する。

```
要綱一部改正は、昭和63年4月16日から実施する。
要綱一部改正は、平成2年1月18日から実施する。
要綱一部改正は、平成4年11月12日から実施する。
要綱一部改正は、平成8年1月30日から実施する。
要綱一部改正は、平成9年1月7日から実施する。
要綱一部改正は、平成12年4月1日から実施する。
要綱一部改正は、平成12年11月27日から実施する。
要綱一部改正は、平成13年4月10日から実施する。
要綱一部改正は、平成14年4月1日から実施する。
要綱一部改正は、平成14年10月1日から実施する。
要綱一部改正は、平成14年11月18日から実施する。
要綱一部改正は、平成15年12月9日から実施する。
要綱一部改正は、平成19年6月4日から実施する。
要綱一部改正は、平成20年12月16日から実施する。
要綱一部改正は、平成22年1月20日から実施する。
要綱一部改正は、平成23年12月15日から実施する。
要綱一部改正は、平成24年1月20日から実施する。
要綱一部改正は、平成25年1月15日から実施する。
要綱一部改正は、平成25年12月26日から実施する。
要綱一部改正は、平成27年1月22日から実施する。
要綱一部改正は、平成30年1月9日から実施する。
要綱一部改正は、平成30年12月27日から実施する。
要綱一部改正は、令和5年1月16日から実施する。
```

(別表) (順不同)

職名
千葉県健康福祉部長
日本赤十字社千葉県支部事務局長
公益社団法人千葉県医師会副会長
公益社団法人全国自治体病院協議会千葉県支部長
一般社団法人千葉県民間病院協会理事長
公益社団法人日本青年会議所関東地区千葉ブロック協議会会長
ライオンズクラブ国際協会 333-C 地区献血推進委員長
国際ロータリー第 2790 地区社会奉仕委員会委員長
千葉県赤十字奉仕団支部委員会委員長
自衛隊千葉地方協力本部長
千葉県消費者団体連絡協議会会長
一般社団法人千葉県商工会議所連合会専務理事
一般社団法人千葉県経済協議会事務局長
日本労働組合総連合会千葉県連合会会長
千葉県高等学校長協会会長
公益財団法人千葉県私学教育振興財団常勤理事・事務局長
千葉県高等学校 PTA 連合会会長
千葉テレビ放送株式会社専務取締役
株式会社千葉日報社執行役員編集局長
千葉県警察本部警務部参事官
千葉県教育委員会教育次長
千葉県市長会長
千葉県町村会長

千葉県保健所長会会長